

一般社団法人日本ゴルフツアー機構 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本ゴルフツアー機構（英文名 Japan Golf Tour Organization 略称「JGTO」）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(定 義)

第3条 この定款において、「ツアートーナメント」とは、1年の各週（気候その他の理由によりゴルフ競技を行うことにつき不相当と認められる週を除く。）ごとに、ツアーメンバーを主たる競技者として、我が国の各地を巡回して行うゴルフトーナメント（賞金の獲得を目的として行われるゴルフ競技をいう。以下同じ。）をいう。

2 この定款において、「ツアーメンバー」とは、別に定めるところにより、当該年度のツアートーナメントに出場する資格を認定されたゴルフ競技選手（アマチュアである選手を除く。）をいう。

(目 的)

第4条 この法人は、我が国におけるツアートーナメント事業を統括する団体として、国際的又は全国的規模において行われるツアートーナメント事業の秩序ある発展とツアートーナメント事業の競技環境の改善を図ることにより、ゴルフ競技に関する競技水準の向上と競技スポーツの振興に寄与し、あわせて海外におけるゴルフトーナメント事業の管理団体との緊密な連携を保持することにより、ゴルフ競技における国際交流を推進し、もって我が国における豊かなスポーツ文化の創造と発展に資することを目的とする。

(事 業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) ツアートーナメント事業の秩序ある発展に必要な次に掲げる事業

(ア) ツアートーナメントに係る競技の管理及び運営

(イ) ツアートーナメントに係る年間スケジュールの編成

- (ウ) ツアートーナメントに関する規約の制定及び公式記録の作成
 - (2) ツアートーナメントその他のゴルフトーナメントの主催
 - (3) ツアートーナメントへの出場を希望する者に関する次に掲げる事業
 - (ア) 当該年度におけるツアーメンバーの資格基準の作成及びその基準に該当する者についての認定
 - (イ) ツアーメンバーの資格認定のためのテストに係るトーナメント（当該年度におけるツアートーナメントへの出場を希望する者（過去の実績に基づき（ア）の認定を受けた者を除く。）が（ア）の資格基準に該当する者であるか否かに関するテストに係るトーナメントをいう。）の実施
 - (4) ツアーメンバーの肖像権、パブリシティ権その他の権利の保護
 - (5) ツアーメンバー等のゴルフ競技選手（アマチュアである選手を除く。）のマネージメント
 - (6) チャリティ競技その他チャリティ事業の実施
 - (7) 少年少女に対するゴルフの指導その他ボランティア活動の実施
 - (8) 外国のゴルフトーナメントへのツアーメンバーの派遣その他ゴルフトーナメントに係る国際交流の実施
 - (9) ゴルフトーナメント事業に係る国際機関における我が国の代表として、海外のゴルフトーナメント事業の管理団体と緊密な連携を保持すること。
 - (10) ツアートーナメントに関する出版物の刊行
 - (11) ゴルフの普及活動及び振興活動並びに社会への貢献活動の推進
 - (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 次に掲げる者で構成する。
 - (ア) ツアーメンバーである者
 - (イ) ツアーメンバーであった者で、ツアートーナメントの振興のためにすぐれた知識及び経験を有する者として、理事会の推薦により社員総会の承認を得たもの
 - (ウ) 会長として選定された者
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推

薦された者

(入 会)

第7条 会員(前条第3号の会員を除く。)としてこの法人に入会しようとする者は、理事会が定めるところにより、入会の申込みを行うものとする。

2 入会は、社員総会において定める入会及び退会規程に基づき、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。ただし、前条第1号(ア)に該当する正会員以外の正会員又は同条第3号の会員として承認を得、選定され、又は推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第8条 正会員(第6条第1号(ア)に該当する正会員に限る。)は、社員総会において定める会費規程に基づき入会金及び会費(以下「会費等」という。)を納入しなければならない。

2 賛助会員は、会費規程において定めるところにより賛助会費を納入しなければならない。

3 特別の費用を必要とするときは、社員総会の決議を経て、臨時会費を徴収することができる。

4 第1項及び第2項の会費等及び賛助会費については、その全額をこの法人の活動に必要な経費に充てるものとする。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 第6条第1号(ア)又は(ウ)に該当しなくなったとき。

(3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(5) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員が退会しようとするときは、理事会で定めるところにより、退会希望日の2ヶ月前までに、理由を付した退会届を会長に提出しなければならない。この場合において、会長は、正当な理由があると認めるときは、退会を承認する旨本人に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、正会員は、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。前項後段の規定は、この場合について準用する。

(除 名)

第 11 条 正会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって、除名することができる。この場合において、会長は、当該正会員に対し、社員総会の1週間前までに、その旨を通知し、かつ、社員総会において、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 賛助会員又は名誉会員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議に基づき、除名することができる。この場合において、理事会は、当該賛助会員又は名誉会員に対し、理事会の1週間前までに、その旨を通知し、かつ、理事会において弁明の機会を与えなければならない。

3 前2項の規定により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 12 条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員にあつては、法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未払会費に関する債務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第 13 条 この法人は、別に定めるところにより、会員の種別ごとに、会員名簿を作成し、これを主たる事務所に備え置かなければならない。

第3章 社員総会

(構 成)

第 14 条 社員総会は、第6条第1号の正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権 限)

第 15 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 役員報酬等の額

- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告、決算及び公益目的支出計画実施報告書の承認
- (5) 入会の基準並びに会費等、賛助会費及び臨時会費の金額
- (6) 正会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の帰属
- (8) 合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡
- (9) 前各号に定めるもののほか、総会決議事項として法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第16条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 総正会員の5分の1以上の正会員から、会長に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第17条 社員総会は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面（法令で定めるところにより、当該通知の相手方の承諾があったときは、当該電磁的方法を含む。）により、開催日の2週間前までにその通知を発しなければならない。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第19条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

(書面決議等)

第 21 条 社員総会に出席できない正会員は、法令で定めるところにより、予め通知された事項について、書面若しくは電磁的方法によって、又は正会員である代理人によって議決権を行使することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、当該正会員は、出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事の中から議長が指名した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 4 章 役員等及び理事会

第 1 節 役員等

(種類及び定数)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 14 名以上 20 名以内

(2) 監事 2 名以上 3 名以内

2 理事のうち、1 名を会長とし、5 名以内を副会長、1 名を専務理事、3 名以内を常務理事とする。

3 会長をもって法人法第 90 条第 2 項第 3 号の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(選任等)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関

係がある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務・権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長、専務理事及び常務理事は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 会長、副会長、専務理事、常務理事及びそれ以外の業務を分担執行する理事（次項において「会長その他の業務執行理事」という。）の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 5 会長その他の業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類、事業報告書及び公益目的支出計画実施報告書を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、自ら理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第 27 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した役員補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、第 23 条第 1 項で定めた役員員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 28 条 役員は、社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議をもって行わなければならない。

(報酬等)

第 29 条 役員に対する報酬等は、社員総会において別に定める総額の範囲内で、支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができるものとし、その支払いに必要な事項は、理事会において別に定める。

(取引の制限)

第 30 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を、遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(名誉会長)

第 31 条 この法人に名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、会長又はこれに準ずる職にあった者でこの法人の運営及びツアーオーナーナメントの振興に関し、特に功績のあった者について、理事会の推薦により、社員総会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 名誉会長は、会長の諮問に応じて、会長に対し、意見を述べることができる。

(特別顧問及び顧問)

第32条 この法人に特別顧問及び顧問を各若干名置くことができる。

- 2 特別顧問は、ゴルフ競技に関する競技水準の向上と国際交流の推進に関し、特に功績のあった者について、理事会の推薦により、社員総会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、ゴルフその他のスポーツの振興に関し学識又は経験を有する者について、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 4 特別顧問は、理事会及び社員総会に出席し、必要な助言をし、その他諮問に応じて、意見を述べることができる。
- 5 顧問は、重要事項について会長又は理事会の諮問に応じて、必要な助言をするものとする。

(相談役)

第33条 この法人に相談役若干名を置くことができる。

- 2 相談役は、役員又はツアーメンバーであった者でこの法人の運営又はツアートーナメントの振興について功労のあった者について、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 相談役は、会長の諮問に応じて、会長に対し、意見を述べることができる。

第2節 理事会

(設置)

第34条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定（社員総会に付議すべき事項の決定を含む。）
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第36条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度4回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第26条第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第37条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第4号後段により監事が招集する場合は、この限りでない。

- 2 前条第3項第3号による場合は当該理事が、同項第4号後段による場合は当該監事が、理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第39条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があった

ものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 42 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 25 条第 5 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 43 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 財産及び会計

(事業年度)

第 44 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。

(財産の種別)

第 45 条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の 2 種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第 46 条 基本財産について、この法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分し、又は担保に提供する場合には、理事会の決議を経なければならない。

3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(財産の管理及び運用)

第 47 条 この法人の財産の管理及び運用は、会長が行うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 48 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、計算書類及びこれらの付属明細書並びに公益目的支出計画実施報告書（公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けるまでの期間に限る。）（以下「計算書類等」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時社員総会において承認を得るものとする。

2 前項の計算書類等については、この法人は、公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けるまでは、毎事業年度の経過後 3 ヶ月以内に認可行政庁に提出しなければならない。

3 この法人は、法令の定めるところにより、計算書類等を主たる事務所に備え置くとともに、貸借対照表を公告するものとする。

4 何人も、この法人の業務時間内は、いつでも、公益目的支出計画実施報告書について法令の定めるところにより閲覧の請求をすることができる。

(特別会計)

第 50 条 この法人は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の決議を経て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計は、第 48 条の収支予算及び前条の決算に計上しなければならない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第 51 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議を経なければならない。

2 前項の規定は、この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとする場合について、準用する。

(会計原則等)

第 52 条 この法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第 53 条 この法人は剰余金の分配は行わない。

第 6 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 54 条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 4 分の 3 以上に当たる多数の決議により変更することができる。

(合併等)

第 55 条 この法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 4 分の 3 以上に当たる多数の決議により、他の法人法上の法人と合併し、又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 56 条 この法人は、法人法第 148 条第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 4 分の 3 以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第 57 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人の事業と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(公益目的支出計画の変更)

第 58 条 公益目的支出計画の変更をしようとするときは、法令で定めるところにより、認可行政庁の認可を受けなければならない。

第 7 章 委員会

(委員会)

第 59 条 この法人の事業を推進するために必要があると認めるときは、理事会は、別に定めるところにより、その下部機関として、各種の委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事、事務局員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

第 8 章 事務局

(設置等)

第 60 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て、任免する。
- 4 前項の職員以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 61 条 主たる事務所には、第 13 条及び第 49 条に定める書類のほか、法令で定めるところにより、次に掲げる帳簿及び書類を備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 役員報酬の額
- (5) 認可、許可等又は登記に関する書類
- (6) 理事会及び社員総会の議事に関する書類
- (7) 監査報告書
- (8) その他法令で定める帳簿及び書類

第 9 章 公告の方法

(公 告)

第 62 条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第 10 章 補 則

(委 任)

第 63 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(次項において「整備法」という。) 第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

(事業年度の経過措置)

- 2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 44 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(最初の代表理事)

- 3 この法人の最初の代表理事は、海老沢勝二とする。

- 4 平成 31 年 3 月 19 日 一部改訂